

◆デイサービスセンターひまわりの園 利用料金表◆

(1)介護事業基本利用料(1日につき)

○介護給付

所要時間(7時間以上9時間未満)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (1割)	656円	775円	898円	1,021円	1,144円

○主な加算と算定要件

加算	算定要件	自己負担額
サービス提供体制強化加算 (1日につき)	介護職員総数のうち、50%以上が介護福祉士資格をを保有している場合	18円
入浴介助加算(1日につき)		50円
口腔機能向上加算(月2回が限度) (1回につき)	口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、歯科衛生士等が改善管理指導計画を作成し、これに基づき適切なサービスを実施した場合	150円
中重度者ケア体制加算 (1日につき)	①看護職員又は介護職員の配置を基準よりも2名多く配置 ②要介護3.4.5である方の占める割合が、30%以上である ③提供時間帯を通して、看護職員を1名以上配置している	45円
個別機能訓練加算(Ⅱ) (1日につき)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、機能向上を目的とする機能訓練を行った場合	56円
認知症加算 (1日につき)	①看護職員又は介護職員の配置を基準よりも2名多く配置 ②介護を必要とする認知症の方が20%以上である ③所定の認知症介護の研修を修了した者を1名以上配置している	60円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月あたり)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬へ円滑に移行するため、経過的な取扱いとして創設	所定単位数×4.0%

(2)介護予防事業基本利用料(1月につき)

○予防給付

	要支援1	要支援2
自己負担額 (1割)	1,647円	3,377円

○主な加算と算定要件(1月につき)

加算	算定要件	自己負担額
サービス提供体制強化加算	介護職員総数のうち、50%以上が介護福祉士資格をを保有している場合	支援1 72円 支援2 144円
口腔機能向上加算	口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対して、歯科衛生士等が改善管理指導計画を作成し、これに基づき適切なサービスを実施した場合	150円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬へ円滑に移行するため、経過的な取扱いとして創設	所定単位数×4.0%

(3)介護保険給付外費用

内容	料金
食費(食材及び調理費等)	昼食 550円 (おやつ代含む)